

令和 8 年 第 6 回農業委員会議事録

令和 8 年 6 月 2 5 日午前 1 0 時 0 0 分に第 6 回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 齊 藤 智 実	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
1 0 番 後 藤 一 彦	1 1 番 本 間 俊 悦	1 2 番 伊 勢 村 孝 之
1 3 番 石 川 富士太郎	1 4 番 笹 原 光 政	1 5 番 小 松 栄 作
1 6 番 齋 藤 吉 勝	1 7 番 山 口 栄 子	1 8 番 鈴 木 藤 光
1 9 番 星 川 礼 子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

7 番（高橋 央） 1 0 番（後藤 一彦） 番（ ） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

5 番（西塚 喜行） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	加藤 誠
事務局主査兼係長	今田 純子	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について

報第 10 号 農地法第 43 条第 1 項の規定による届出について

報第 11 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の
実施状況について

議第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議第 21 号 非農地証明願について

議第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議第 23 号 尾花沢市農用地利用集積等促進計画について

令和 8 年 第 6 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 8 年第 6 回通常総会を 6 月 2 5 日（木）市役所大会議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。5 番西塚喜行委員より欠席する旨、6 番西塚孝也委員、7 番高橋 央委員、1 0 番後藤一彦委員より遅れる旨、連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 5 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。

今年は雪も少なかったんですけども、ここへ来て毎日天気がいい日が続いておりまして、農作業のほうは進んでるんですけども、ちょっと水不足になるんじゃないかとちょっと心配されてますけども、皆さん暑いですので体には十分留意して作業されるようお願いいたします、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります、農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

これより令和８年第６回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第１６条第２項の規定により、１２番 伊勢村 孝之 委員 １３番 石川 富士太郎 委員、以上の２名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 加藤局長補佐)

命によりまして、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、報第９号「農地法第１８条第６項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

今田主査。

(事務局 今田主査)

それでは、報第9号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1ページをご覧ください。

案件は2件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、別人への貸借を予定するものが1件、自作が1件です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第9号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第10号「農地法第43条第1項の規定による届出について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは農地法第43条の届け出があった案件につきまして、書類審査を行い、対応が適正でありましたので、専決処分で受理通知を交付いたしましたことを報告いたします。届け出内容ですが、まず場所につきましては、原田地内の株式会社只平の事業所の近辺になります。

設置するものはパイプハウスです。施設全体が日光を透過する素材で覆う計画ですので、周辺農地への日照等の影響はございません。また、雨水や育苗等で利用した水も、周辺農地での地下浸透を計画しているということですので、排水処理の観点も問題はございません。

営農計画ですが、水稻の育苗に利用するとのことでした。苗がなくなる時期からは、花卉のコンテナ栽培を行い、有効活用する予定とのことでした。

当該地で農業用の資材や農機具の保管を行った場合には、違反転用になることを説明し、受理通知とA3サイズの標識を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第10号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第11号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

加藤補佐。

(事務局 加藤局長補佐)

それでは、私より報第11号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」ご報告申し上げます。

1 農業委員会の状況、2 最適化活動の実施状況、3 事務の実施状況と大きく3つに分かれております。

議案書の15頁をご覧ください。報告様式が縦頁になっておりますので、議案書を縦にご覧ください。1つ目、農業委員会の状況でございます。令和8年4月1日現在と表記されておりますが、主だった数字につきましては、2020年の農林業センサスより記載しています。

頁をめくりまして、16頁をご覧ください。2の最適化活動の実施状況についてです。1 最適化活動の成果目標のうち、(1)の農地の集積についてです。それぞれ①が現状及び課題、②が目標、③が実績となっています。③実績の今年度の新規集積面積は、農業委員と推進委員が農地の集積に係わった数値を記載しています。全体では3,753haで、集積率は74.3%となっています。

続いて、(2)の遊休農地の発生防止・解消について、16頁から17頁にかけて記載しております。それぞれ、①が現状及び課題、②が目標、③が実績となっています。③の実

績ですけれども、16頁に記載してあります緑区分の解消目標面積が3.0haに対して、17頁の③の7年度の解消実績は1.8haとなっており、目標に対する達成状況は、60.0%でございます。黄色区分についてはありませんので空欄、ゼロとなっています。④のその他で、先ほどの農地の利用状況調査を受けまして、1号遊休農地の面積が16.7haとなっています。農業委員会の点検結果として、農地パトロール（利用状況調査）の実施と農業委員、農地利用最適化推進委員による農地利用状況調査以外の農地パトロール、巡回活動を行っており、その成果と捉えております。

続いて、下に移りまして、(3)の「新規参入の促進について」でございます。こちら、17頁から18頁にかけてでございます。それぞれ現状及び課題、目標、実績となっています。新規参入者の実績のところの、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積が16.9haということで、目標の31.2haに比べまして、54.2%となっております。参考として、新規参入者の参入状況ですが、参入経営体数は6、取得農地面積は22.6haとなっております。

2の最適化活動の活動目標ということで、1人当たりの活動日数の目標到達を定めておりました。活動強化月間は、目標では10月から12月にかけて、地域計画の話し合いを通じて農地の集積・集約化作業を行うとしておりました。実績のところでございますが、こちら活動強化月間の設定回数3回ということで、取り組んだ時期が令和7年10月から12月というようなことでございます。こちらは地域計画等の話し合いを通じて取り組んだとしております。

続いて19頁をご覧ください。(3)新規参入相談会への参加についてでございます。こちらの目標としては1回としており、7年度の参加は1回となっております。

その下の、全体的な目標達成状況の評語ですけれども、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としております。推進委員等の点検・評価結果につきましては、目標に対し期待を上回る結果が得られた、要するに活動日数の部分ですけれども、こちらが19人、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が2人、目標に対して期待をやや下回る結果となった方が8人ということでございます。

最後、20頁が事務の実施状況ということでございます。総会、部会の開催実績、農地法第3条に基づく許可事務、転用に関する事務、違反転用への対応で、こちらはそれぞれ記載のとおりですので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第 11 号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

今田主査。

(事務局 今田主査)

議第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。

所有権の移転が 5 件、賃貸借権の設定が 7 件です。個別の内容については資料のとおりですので省略し、譲り渡し人、貸し人側の事由の件数のみ読み上げます。

まず、21 ページから 22 ページの No. 5 までが所有権移転分です。

所有権移転の申請事由ですが、所有者の 農業廃止によるものが 4 件、その他の贈与が 1 件です。次に、22 ページの No. 6 からが、賃貸借権の設定です。

申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが 3 件、労力不足によるものが 3 件、高齢化による経営縮小が 1 件です。

No. 1 から No. 12 は、不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 20 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第 21 号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第 2 班主任、小松栄作委員の報告・説明を求めます。

(15 番 小松委員 報告・説明)

(議 長)

只今、小松委員より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 2 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 2 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
現地調査第 2 班主任、小松栄作委員の報告・説明を求めます。

(1 5 番 小松委員 報告・説明)

(議 長)

只今、小松委員より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 2 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 2 3 号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第 2 3 号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」説明いたします。
議案書 4 2 ページの促進計画の総括表をご覧ください。

今回申請のありました促進計画は、賃貸借設定が 9 件、使用貸借設定が 2 件、賃貸借権の移転が 1 件です。

申請地は、農振農用地区域内が 54,872 m²、その他の農地が 603 m²

このうち尾花沢地区の地域計画に含まれている農地が 8,022 m²、

福原地区の地域計画に含まれている農地が 2,385 m²、

宮沢地区の地域計画に含まれている農地が 18,421 m²、

玉野地区の地域計画に含まれている農地が 5,877 m²、

常盤地区の地域計画に含まれている農地が 20,167 m²

その他の農地で地域計画に未編入の農地が 603 m²です。

対象人数は、賃貸借が出し手 8 名、受け手 7 名です。使用貸借が出し手 2 名、受け手 2 名です。賃貸借権の移転が出し手 1 名、受け手 1 名になります。

借賃の値幅は、下段中央のとおりになります。

4 3 ページからは、市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。

これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条 5 項の 1 号から 6 号までの各号の要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和7年第6回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時33分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和8年6月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____